



第3章 悠久の歴史と風土を活かした 観光のまちの実現

第1節 観光・交流活動

第1項 観光 ★★★

第2項 交流活動 ★

第2節 文化財の活用・保存

第1項 市民文化

第2項 文化財の活用・保存

第3節 環境保全の推進

第1項 環境保全

(★目標・指標を設定)



第1節 観光・交流活動

第1項 観光



■ 現況と課題

本市は、観光交流人口ならびに観光消費額の拡大による地域内経済の好循環を図るため、「御食国若狭と鯖街道」の日本遺産プレミアム選定と「北前船寄港地・船主集落」の日本遺産W認定に裏付けられる地域資源やストーリーを活かすとともに、御食国の時代から1300年続く、小浜ならではの風情や食・体験を提供するコンテンツの強化・充実を図る必要があります。

また、国内やインバウンド観光の促進については、引き続き国や県の方針をもとに、観光資源の研ぎあげや受入環境整備等の着地整備を優先的に取り組むことが求められます。

今後、本市の新たな観光振興施策に取り組むため、観光関係団体との連携を強化するとともに、効果的な情報発信や受入体制の整備を図ることが必要です。

■ 基本方針

本市には、歴史・文化をはじめ、美しい自然、新鮮な食材、伝統の味、地域に密着した祭礼など、御食国の時代から1300年続くかけがえのない文化遺産が数多くあります。

地域固有の文化が外部から評価されることで市民の誇りや愛着心、郷土愛の醸成につながり、そこから文化の継承や新たな魅力の創造へと続き、さらに新たなお客様を呼び込む好循環を生み出すしくみをつくります。

北陸新幹線敦賀開業を活かすとともに、その先の北陸新幹線全線開業を見据え、かけがえのない本市の地域資源を研ぎ輝かせ、人と人との笑顔で行き交うまちの創造に取り組みます。あわせて、嶺南地域における広域観光の推進等を通じて、観光交流人口の増加、滞在時間の延長を図り、観光消費額を増大させることにより地域の経済を発展させます。

■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
観光交流人口	市内の観光施設等に訪れた1年間の観光客数(延べ数)	129万人	135万人	190万人
観光消費額	宿泊費、交通費、土産代、入場料等の1年間の合計額	95億円	100億円	140億円
教育旅行受入者数	市内施設における1年間の教育旅行受入者数	5,365人	7,000人	8,500人



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 総合的な観光施策の推進

- 小浜の主要観光エリアをつなぐ導線形成を図る等、観光客の周遊性の創出を促し、市内経済の活性化を図ります。
- 文化財や重要伝統的建造物群保存地区⁴⁸等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進します。
- WEBやデジタル技術を活用した情報発信力と分析力の強化を図り、効果的な観光施策を推進します。
- 観光を切り口とした産業振興を図るため、1次・2次・3次産業の6次化⁴⁹による地域資源の有効活用に取り組み、市内産業および経済への波及効果を生みだします。
- 文化財等について、これまでの「保存」から、日本遺産に代表されるストーリーや体験価値を活かした「保存・活用」へと展開します。
- 北陸新幹線敦賀開業による広域的なアクセス向上を踏まえ、新たな市場からの誘客を図ります。
- 若年層など多様な来訪者層を意識した誘客施策を展開し、客層の拡大を図ります。

第2号 観光関連団体との協力・連携

- 「一般社団法人若狭おばま観光協会」や「株式会社まちづくり小浜」等の支援、助言および指導を行いながら、観光まちづくりを推進します。
- 福井県や若狭湾観光連盟等と協力し、若狭路を中心とした広域観光エリアの誘客に取り組みます。
- 各種観光関連団体が行う観光振興の取り組みと組織強化を支援するとともに、団体間の連携・協力体制の構築を推進します。

⁴⁸ **重要伝統的建造物群保存地区** | 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成し価値の高い「伝統的建造物群」およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため自治体が定める地区のこと。小浜市では「小浜西組」がそれに当たる。

⁴⁹ **1次・2次・3次産業の6次化** | 1次、2次、3次それぞれの産業を結合・融合することにより、新たな産業を形成し、地域に新たな所得と就業の機会を生みだそうとする取り組みのこと。

第3号 インバウンド観光の推進

- インバウンド向けOTA⁵⁰や海外旅行会社などへPR展開を支援するなど、海外への情報発信や販路拡大を強化し、インバウンドの誘客促進を図ります。
- 観光事業者等によるAI技術を活用した多言語化対応を推進し、持続可能なインバウンド受入体制の環境整備に取り組みます。
- 日本遺産ストーリーを感じることができる貴重なルートである鯖街道を活かした広域的な観光ルートの形成を図ります。
- 案内看板の整備にあたっては、多言語表記やAI翻訳に対応するものに更新または新設するなど、効果的な誘導に努めます。

第4号 観光資源の整備・開発

- 小浜が「観光の目的地」として選ばれるよう、地域資源の魅力の向上、発掘や基盤整備に取り組みます。
- 官民連携による営業力の強化や人材育成、市民参画を通じて、地域全体で観光客を受け入れられる体制の充実を図ります。
- 宿泊施設の受け入れ規模が限られるため、関西圏等からの日帰り観光客による消費拡大にも着目し、その促進に向けた仕掛けを検討します。
- 海・山などの自然をはじめ、食、歴史・文化など、既存の豊富な観光資源の魅力を活かすとともに、新たな観光資源の可能性を探ります。
- 小浜ならではの風情を感じられるような、小浜西組エリアを中心としたまち歩き観光や、レンタサイクルを活用した周遊観光ルートの充実を図ります。
- 文化財や重要伝統的建造物群保存地区を個別の「点」としてではなく、「エリア」全体で捉え、その魅力を面的に活かした観光開発（観光まちづくり）を進めます。

第5号 食を活かした観光施策の推進

- 食のまちづくりの取り組みを引き続き展開するとともに、その中で培ってきたノウハウをもとに、食を活かした観光施策を推進します。
- 体験観光のニーズに対応するため、特に教育旅行で人気を博している体験交流施設等を活用した観光誘客に取り組みます。
- 小浜ならではの地場産品を活用した特産品やご当地グルメの企画・開発を支援するとともに、市内への普及促進ならびに販路の拡大により、地域産業の活性化を図ります。

⁵⁰ OTA | Online Travel Agent : インターネット上だけで取引を行う旅行会社のこと。



市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、それぞれが持つ地域力を最大限に活かしながら、一体となって取り組みます。

市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知し、一人ひとりが観光コンシェルジュとして観光客の満足度を高める取り組みに努めます。

市民・団体・事業者・行政は、着地型観光の担い手であることから、地域あげでのホスピタリティの向上に努め、多くの観光客を迎える受け皿となり「稼ぐ観光」施策に取り組みます。

行政は、観光や交流に関するイベント等において SNS 等も活用しながら市民・団体・事業者との情報共有および情報発信に取り組むことで、さらなる観光誘客につなげます。

第2項 交流活動



■ 現況と課題

本市はこれまで、姉妹都市や友好都市との交流をはじめ、経済・文化・教育等を通じ様々な交流活動を展開してきました。今後も変化する社会情勢に合わせた交流活動を展開することが必要です。そうした交流活動には、市民主体の積極的な取り組みが大切であり、地域あげてのホスピタリティの向上等が必要となります。

交流活動を通じ、本市の活性化を推進するためには、姉妹都市等との経済交流を促進するとともに、国内都市間での交流事業に広域的に取り組むことが必要です。

国際交流については、交通手段、情報通信技術等の急速な発達により、国境を越えた人や情報等の往来が飛躍的に増大しています。

本市では、国際交流に関する民間団体の活動が活発ではあるものの、人材や財政などの体制は必ずしも十分とは言えないのが現状です。

■ 基本方針

市民が主体となった、様々な交流活動を推進します。

交流の受け皿となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれの資質を高め、誇りや愛着心、郷土愛の醸成を図るとともに、地域あげてのホスピタリティの向上をめざします。

姉妹都市や友好都市等との都市間交流を推進し、本市の活性化を図ります。

国際交流活動への市民の参加、関与を積極的に進めます。

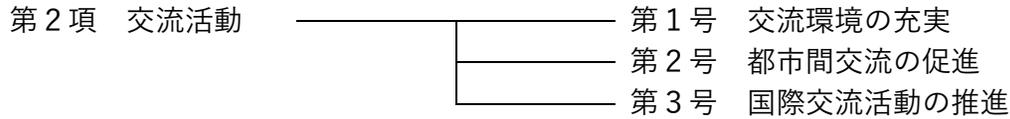
市民主体の国際交流活動となるよう、民間団体の充実・強化に向けた支援を行うとともに、民間団体と行政の連携を図ります。

■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
国際交流関係イベントへの参加者数	市内で活躍する国際交流関係グループが実施するイベントへの1年間の参加者数	1,915人	2,200人	2,900人



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 交流環境の充実

- 交流活動の主体となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれの資質を高め、誇りや愛着心、郷土愛の醸成を図るとともに、地域あげてのホスピタリティの向上に努めます。
- 広報媒体や各種団体のネットワーク等を通じて国際交流に関する情報を提供し、より多くの市民の参加や支援を得るための環境を整備します。

第2号 都市間交流の促進

- 姉妹都市・友好都市等の文化や歴史、さらには文化圏への理解を深めるとともに、本市の歴史・文化の紹介を通じて、市民の都市間交流を促進します。
- 都市間相互の積極的、効果的な情報発信に取り組むとともに、交流機会を創出します。

※国内の姉妹都市／奈良市（奈良県）、川越市（埼玉県） 友好都市／富士宮市（静岡県）

第3号 国際交流活動の推進

- 市民主体による国際交流事業や友好都市を軸とした交流活動を展開し、市民の国際意識の醸成を図るなど、多文化共生に向けた交流基盤を整備します。
- 将来を担う若い世代の国際感覚を醸成するため、学校教育のみならず、地域での国際交流活動の実施など、国際交流の機会を創出します。

※海外の姉妹・友好都市／慶州市（大韓民国）、西安市（中華人民共和国）、平湖市（中華人民共和国）

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知するなど、地域あげてのホスピタリティの向上に努めるとともに、交流活動へ積極的に参画します。

行政は、充実した交流活動となるよう環境整備に努めるとともに、市民・団体・事業者が実施する活動に対して支援します。

第2節 文化財の活用・保存

第1項 市民文化



■ 現況と課題

本市には、優れた食材や加工食など多くの食文化が継承されており、それらは本市が取り組む「食のまちづくり」の根幹であると考えています。

しかしながら、少子化やライフスタイルの変化などの影響により、それらの保護継承が難しくなっていることから、食文化の普及・啓発と、それらを継承する人材育成が必要となっています。

また、本市では、「文芸おばま」と「小浜市文化協会」を中心に文化・芸術活動の振興に取り組んでいます。

「文芸おばま」では、文化会館の自主事業として若狭小浜第九演奏会や市民ミュージカルをはじめとする舞台芸術公演等の開催、「小浜市文化協会」では、総合文化祭や市美術展の開催などを通じて、広く市民に文化・芸術にふれる機会を提供していますが、人口減少や少子高齢化の進展による活力低下、さらに若年層の関心の低下による活動の衰退が懸念されます。

一方で、「旭座」を舞台に全国女性落語大会・大学生落語選手権や定期的に落語会を開催するなど、「落語」が本市の新たな文化として芽生えているところです。

今後は、文化会館や「旭座」を文化振興の拠点として、特に子どもや若い世代が関心を寄せる様々な取り組みを積極的に支援する必要があります。

また、施設の計画的な修繕や更新により長寿命化を図り、市民のニーズに合わせた利用しやすい文化施設にする必要があります。

市立図書館については、近くに福井県立若狭図書学習センターがあり、相互貸借や定期的な合同チラシの発行など様々な業務において協力しつつ、それぞれの特徴を活かした運営を行っています。

また、中心市街地にあるという立地特性、児童フロアが独立している建物構造、保管する「酒井家文庫」等、多数の貴重な歴史資料を活かした、市立図書館ならではの運用を実施しています。

■ 基本方針

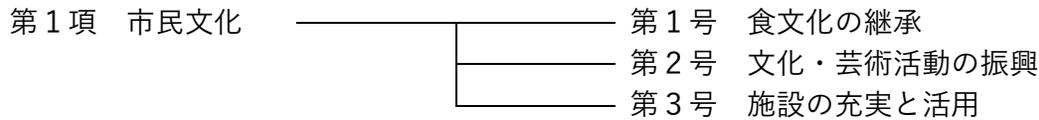
「御食国」や「鯖街道」といった誇れる食の歴史を有する本市には、食に関連した伝統行事や行事食、伝承料理や発酵食品をはじめとした加工技術など、多くの魅力ある食文化が継承されています。

このような食文化をはじめ、伝統産業や自然景観など本市の地域資源を理解することは、地域への理解や誇りの高まりにつながるとともに、優れた文化・芸術は日々の暮らしに感動や喜び、ゆとりやうるおいを与えます。

そこで、文化が人を育てるという考え方のもと、文化・芸術活動を支援し、食文化をはじめとした本市の文化を次代へ継承するとともに、様々な分野でまちづくりに活かす人材を育成するなど、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、魅力あるまちづくりを進めます。



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 食文化の継承

- 食文化館における展示を随時見直し、本市をはじめ日本の食文化の普及・啓発に努めます。
- 食文化をテーマにした料理教室や講座を開催し、食文化を学ぶ機会の増加に努めます。
- 担い手不足が顕在化している食関連産業においては、都会から若者を呼び込み、人材育成を目的に設置した「御食国 食の学校」での研修を経て、市内での就職や起業につなげます。

第2号 文化・芸術活動の振興

- 「小浜市文化協会」や「文芸おばま」等の活動や組織運営に対する支援、助言および指導を行い、文化・芸術活動の振興を図ります。
- 本市の地域性や歴史等の特色を活かした、個性豊かな市民文化の創造を推進します。
- 文化・芸術活動に関する情報の収集と発信に努め、文化交流の拡大を図る中で文化や芸術に親しむ機会の増加をめざします。
- 中学部活動の地域展開に伴う地域文化クラブに対して、必要な支援を行います。

第3号 施設の充実と活用

- 文化会館については、建物の耐震および市民ホール・ホワイエの改修工事、照明や空調設備の更新など、計画的に施設や機器を整備し、長寿命化を図り、地域の中心的な文化施設としてイベントの実施のみにとどまらず、文化・芸術活動を通じた文化交流の拠点として活用します。
- 図書館の蔵書の充実を図るとともに、おはなし会を開催するなど、親子で参加できるイベントを実施することにより、子どもが読書に親しめる環境づくりを推進します。
- 保育園・小学校等への図書の団体貸出しに継続して取り組み、子どもの読書活動の定着を図ります。
- 乳幼児期における家庭での読み聞かせによる親子のふれあいと、読書習慣の定着を図るため、親子で読書に親しめる機会を提供します。

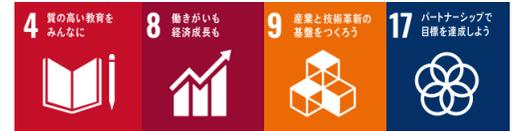
市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、協働して食文化の継承と人材の育成に取り組みます。

市民・団体・事業者それぞれが主体となり、相互に連携・協力して文化・芸術活動に取り組みます。

行政は、観光や教育等の施策に文化・芸術活動を取り入れるなど、他分野との連携・協力に努めます。

第2項 文化財の活用・保存



■ 現況と課題

本市は、全国初選定の日本遺産プレミアム「御食国若狭と鯖街道」や日本遺産「北前船」に代表されるように、歴史的に多層で多様な文化財を有する全国屈指の文化都市です。これらの文化財と日本遺産の歴史物語を活かした地域活性化の取り組みは全国から注目されています。

しかしながら、人口減少の時代を迎え、文化財所有者だけで文化財を活かし、守り伝えることが困難な状況に陥っており、また、近年増加している災害などへの対応も喫緊の課題となっています。

さらには、担い手の不足により、文化財資材の確保や保存技術の伝承、民俗文化財の継続などは、関係者だけでは対応が不可能な状況となっています。

今後は、小浜市の大切な文化財について、市民一人ひとりがそれぞれできる範囲で「知り」「見つけ」「守り」「活かす」取り組みに関わることが必要になってきています。

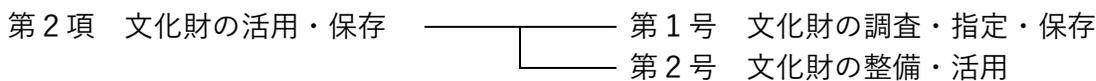
また、文化財をより身近に感じるためには、観光や産業振興で多様に活用する取り組みも必要となっています。

■ 基本方針

小浜市の文化財（たからもの）は、全国に誇るべきもので、日本遺産「御食国若狭と鯖街道」につながる物語を中心に、私たちのシビックプライド⁵¹になっています。その価値を市民で共有し、「おぼまだからできること。」を研ぎあげ、さらなる活用を促進して地域活性化につなげていきます。

こうした活動により収益を獲得し、大切な文化財を市民全体で保存継承していく体制を整え、「たからもの」を活かした魅力的で小浜らしいまちづくりを推進します。

■ 施策の体系



⁵¹ シビックプライド | まちに対する市民の誇り。単なる郷土愛ではなく、ここをより良い場所にするために自分自身が関わっているという、当事者意識に基づく自負心を指す。



■ 取組内容

第1号 文化財の調査・指定・保存

- 社会、経済情勢の変化などによる文化財の亡失を防ぐため、未指定文化財の調査を市民と協働で進めることにより、市民と文化財の関わりを創出し、恒久的な保護・保存に努め、次世代へ継承していきます。
- 所有者と行政のみならず、市民一人ひとりができる範囲で関係性を持つ文化財保存体制を構築します。
- 日本遺産のストーリーと関連する「港町」や「食文化」に係る文化財の調査・指定・保存に取り組みます。
- 文化財を脅かす災害等への備えや対応を充実させます。

第2号 文化財の整備・活用

- 小浜の文化財（たからもの）を活かし、継承するために作成した「小浜市文化財保存活用地域計画～おばまだからできること。～」に基づき、郷土の歴史文化や偉人を含め、文化財を身近に感じることでできる活用事業を実施し、同計画で定める小浜西組重要伝統的建造物群保存地区や後瀬山城跡、多田ヶ岳一帯の社寺遺産群をはじめとする重点区域の整備を進めます。
- 本市と文化財の保存・活用に取り組んでいくパートナーシップを結んだ「小浜市文化財保存活用支援団体」の専門的な知見や実績等を活かし、地域の多様な主体と連携して文化財を次世代へつなぐための取り組みを進めます。
- 従来の文化財の枠に捉われず、産業や環境など地域の特性とも関係づけた活用を推進し、文化財を核とした地域の誇りとにぎわいの創出に努めます。
- 日本遺産の認定地域や歴史ストーリーを共有する関連地域との相互交流を推進し、地域活性化を図ります。
- 文化財を活用した体験プログラムを市民と協働で生み出すとともに、文化財を特別なイベント会場として活用する取り組みや店舗としての利活用などを促進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、文化財所有者と連携しながら、それぞれにできる範囲で「知り」「見つけ」「守り」「活かす」取り組みに関わることができるよう機会を創出していきます。

団体は、市民と文化財所有者との取り組みを支援するとともに、具現化に向けて地域活性化事業を実施します。

事業者は、市民や団体の活動を核としながら、店舗やイベント活用により収益を生み出し、文化財の保存に還元していきます。

行政は、関係者間のコーディネートを行い、文化財の適切な活用を促進するとともに、地域活性化や恒久的な文化財の保存に資する調査・保存修理事業に取り組み、歴史と文化の香り高いまちづくり「おばまだからできること。」を構築していきます。

第3節 環境保全の推進

第1項 環境保全



■ 現況と課題

環境問題は、地球温暖化や異常気象等、地球規模の問題から、廃棄物の不適正処理や生活排水による水質汚濁等、市民生活に密着したものまで多岐にわたっており、解決に向けた幅広い取り組みが必要です。

市内を流れる北川・南川の水質は、下水道の普及により、全般的に良好な状態を保っています。

リアス海岸を有する若狭湾に面する海岸は、近年、国内や周辺国地域からの海岸漂着物の影響を受けています。

市の施設においては、電力・灯油・重油・ガソリンなどの使用量を減らし、温室効果ガスの削減に努めています。

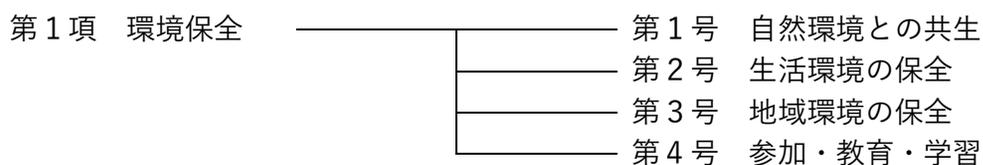
今後も、本市の自然環境を守り、住みやすい小浜を次代に引き継いでいくためには、脱炭素社会をめざした取り組みや海岸漂着物の対応、不法投棄防止や水質保全など様々な対策が必要です。

■ 基本方針

本市は、海、川、山などの優れた自然環境に囲まれており、その恵まれた環境を保全していく必要があります。

今後も、豊かな自然環境を守り、住みやすい小浜を次代に引き継いでいくため、「小浜市環境基本計画」に基づく各種施策に取り組めます。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 自然環境との共生

- 適切な農林業活動を通じて森林や農地の涵養能力を確保するほか、生物の生息・生育環境の保全活動を推進するなど、山林、農地を含む自然環境の保全に努めます。
- 美しい海、川、山、豊富できれいな地下水や湧き水など、誇るべき地域資源の維持、保全、適切な利活用に努めます。

第2号 生活環境の保全

- 公共用水域⁵²や地下水の水質保全、不法投棄の防止、海岸漂着物等の回収処理および発生抑制対策、野焼き禁止の啓発・指導、環境美化活動などを推進し、市民生活に直結する生活環境の保全に努めます。

第3号 地域環境の保全

- 地球規模の環境問題である温暖化防止のための脱炭素社会の推進や、海洋汚染などの防止対策に取り組むとともに、環境負荷の軽減に対する意識の醸成を図ります。

第4号 参加・教育・学習

- ごみ焼却場やリサイクル施設、最終処分場の見学および学校や地域での自然体験などの環境学習を進め、市民の環境保全意識の向上に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、環境保全に対する意識を高めるとともに、クリーン作戦や不法投棄の防止等、それぞれの地域の環境美化活動に取り組みます。

行政は、市民や団体、事業者の模範となる環境保全に対する取り組みを進めるとともに、すべての市民等が環境保全に対する意識を持てるよう、積極的に環境学習等を推進します。

⁵² **公共用水域** | 水質汚濁防止法において定めている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、公共下水道等のこと。